

住宅用家屋証明書 交付請求書

(あて先)須坂市長

令和 年 月 日

請求者 (窓口に来た人)	住所	番地
	氏名	
使用目的	1. 所有権保存登記 2. 所有権移転登記 3. 抵当権設定登記 4. その他()	
一ご注意一 ・当該家屋の建築確認通知書又は検査済証(当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類)、登記済証、又は登記簿謄本若しくは抄本その他、住民票は必ず提示して下さい。 ・抵当権設定登記をされる場合は、所有権保存登記の際に使用した住宅用家屋証明書の写しと資金の貸付け等に係わる金銭消費貸借契約書等を提示して下さい。 ・未入居の場合には、移住予定月日を記した本人の、「申立書」が必要です。		
		1件 1,300円

住宅用家屋証明書 交付請求書

(あて先)須坂市長

令和 年 月 日

請求者 (窓口に来た人)	住所	番地
	氏名	
使用目的	1. 所有権保存登記 2. 所有権移転登記 3. 抵当権設定登記 4. その他()	
一ご注意一 ・当該家屋の建築確認通知書又は検査済証(当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類)、登記済証、又は登記簿謄本若しくは抄本その他、住民票は必ず提示して下さい。 ・抵当権設定登記をされる場合は、所有権保存登記の際に使用した住宅用家屋証明書の写しと資金の貸付け等に係わる金銭消費貸借契約書等を提示して下さい。 ・未入居の場合には、移住予定月日を記した本人の、「申立書」が必要です。		
		1件 1,300円